

## 自治紛争処理委員令和7年第1号一第2回会議

(当事者出席部分のみ)

令和7年6月2日

【大橋代表】 ここからは、両当事者に出席いただいた上で、沖縄県知事の代理人及び沖縄県議会それぞれから陳述を行っていただき、両当事者に対する発問を行うことといたします。所要時間については合計1時間15分程度を予定しております。

それでは、カメラによる撮影・録画についてはここまでとなりますので、御退出願います。また、録音についてもここまでとなりますので、レコーダーなども停止してください。

(報道関係者退出)

【大橋代表】 それでは、両当事者による陳述を始めたいと思います。

本日の進行については、代表自治紛争処理委員である私が行うことといたします。

全体として時間が限られておりますので、円滑な進行に御協力をお願いします。

また、省令第25条において準用する第9条第1項に基づき、本日の審理において出席者が発言される際には代表委員の許可を得る必要がございます。

具体的には、発言の際、「代表委員」等とお声がけいただければ、「どうぞ」と申し上げますので、その後、お名前を名のった上で発言していただくようお願いいたします。

それでは、本日の陳述の進め方について説明いたします。

まず、沖縄県知事の代理人による陳述を15分以内、沖縄県議会による陳述を15分以内で行います。

その後、委員から両当事者の陳述に対する発問を30分以内で行います。

その後、各当事者による反対当事者に対する発問をそれぞれ5分以内、計10分以内で行うことを予定しております。

それぞれ予定時間の5分前、2分前になりましたら事務方が残り時間を記載した紙を配布いたします。

また、各当事者による反対当事者に対する発問の際には、省令第25条において準用する第10条第2項に基づき、代表委員に発問を求めるか、代表委員の許可を得て直接発問していただくこととなります。

なお、委員が補充で発問を行う場合もございます。

それでは、両当事者による陳述を始めたいと思います。

まず、地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第31条第1項により、審査申立人である沖縄県知事側から15分以内で陳述をしていただきます。

どうぞお願いします。

【宮城総務部長】 代表委員。

【大橋代表】 はい。

【宮城総務部長】 関係者の皆さん、おはようございます。沖縄県総務部長の宮城と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

意見を述べさせていただきます。

本日は、意見陳述の機会を与えていただき、ありがとうございます。

沖縄県知事は、令和7年度沖縄県一般会計予算及び公債管理特別会計予算の再議に係る議決、以下本件議決と言いますが、地方自治法第97条第2項ただし書の規定に違反することから、地方自治法第176条第5項の規定に基づき、審査申立てを行ったところでございます。

今回、皆様に改めて沖縄県の考えを説明させていただきます。

最初に、沖縄県の考えの骨子を述べさせていただきます。

原案につきましては、各部局が関係団体との意見交換等を踏まえた予算要求を行い、様々な観点から議論及び検討を行うことにより、必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で編成したものであり、沖縄県として必要と考える事業は全て計上しています。

本件議決における修正部分等以外については、全会一致で可決されております。

また、原案における財政調整基金残高約7.1億円は、前年度と同規模となっているなど、令和6年度以前においても様々な補正予算に対し残高が不足することなく適切に措置していることから、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できるものと考えております。

議会の弁明では、具体的な事業の必要性や所要額の議論は長が行うべきであり、長において適切な予算措置を行うために財政調整基金への積立てを行うこととしたとのことでありますが、本件議決は、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増やす手法であり、修正の必要性・相当性を欠いていると言わざるを得ません。

これに伴い、後年度の利子負担が約5億円増加することが想定されるなど、当該議決は、予算の趣旨を損なうような増額修正であり、長の予算の提出の権限を侵すものであるため、

地方自治法第97条第2項ただし書の規定に違反すると考えております。

次に、本件議決が地方自治法第97条第2項ただし書の規定に違反するとの判断に至った経緯と、議会からの弁明に対する県の考え方について述べさせていただきます。

予算案の修正に当たっては、地方自治法第97条第2項により議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。ただし、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない、と規定されております。

ここで、長の予算の提出の権限を侵すとは、昭和52年10月3日付自治省行政局長通知によると、長が提案した予算の趣旨を損なうような増額修正を行うことをいうものであるとされており、予算の趣旨を損なうような増額修正に当たるかどうかを判定するに当たっては、当該増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断することが必要とされています。

そのため、本件議決について、内容、規模、当該予算全体との関連、次年度以降の行財政運営に対する影響度ごとに精査した結果、地方自治法第97条第2項ただし書の規定に違反すると考え、申立てを行ったところでございます。

具体的に申し上げますと、内容については、まず、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として借換債を増やす手法であり、修正の必要性・相当性を欠いております。

これに対し議会の弁明では、具体的な事業の必要性や所要額の議論は、予算編成権を有する長が行うべきであり、議会としては、本件議決において後年度の財源として活用可能な財政調整基金への積立てを行うこととしたものとしております。

これについては、さきにも述べましたが、原案は、必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で編成したものであること、原案における財政調整基金残高約71億円は、前年度と同規模となっており、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できるものと考えていることから、将来の利子負担を伴う地方債を増やしてまで財政調整基金を積み増す理由に欠け、議会は原案を修正する必要性・相当性を欠いております。

次に、増額された借換債58億円の積算について、議会の弁明では、原案の173億円を積算するに当たって、臨時財政対策債を何割程度借り換える考えを持っているかについて執行部は明確な答弁を行っておらず、こうした経緯から、按分によって相当額を算出するという方法を行ったものであり、積算方法として合理性や相当性を欠くものではないと主張

しております。

しかしながら、原案の借換債173億円の内訳は、令和7年度末の金融機関との金利動向等を踏まえた借換利率や償還年限の交渉により決定するものであり、議会による臨時財政対策債相当額として算出した推計は、実際の借換えとは相関関係のない算出方法であり、合理性を欠いております。

さきに述べた行政局長通知によると、議会が予算の修正を行おうとするときは、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見いだすことが望ましいとされています。

当初予算については、通常、沖縄県議会における本会議、予算特別委員会、常任委員会、知事が出席する予算特別委員会の総括質疑での審議を経て本会議での議決により成立します。これらの審議過程において、議会の借換債を増額して後年度の財源として財政調整基金を積み立てるべきとの主張と、沖縄県の、原案については、必要な事業について所要額を精査し、適切な財源を確保した上で編成するとともに、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できる財政調整基金残高を確保しているとの主張について、論点となる部分の議論が深まっていない中で、本件議決は、総括質疑終了後に予算修正案が示され、可決したものであることから、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見いだしたとは言い難いと考えております。

続いて、規模についてです。

原案で計上している借換債173億円に対し、58億円、約34%増の231億円とするのは当初の173億円に対して過大の増額であります。また、結果として当該増額により後年度に不要な財政負担が生じることとなります。

議会が主張するような県債残高に占める割合や予算全体の規模と比較して割合が小さいことをもって、本件議決が認められることは適当ではないと考えます。

当初予算全体との関連について、議会の弁明では、近年多発する災害対策や公共施設の維持・更新等、これまで以上に一定の規模を確保していく必要性が高まってきているのであって、こうした対応への財源を確保しつつ、これまで財源不足を理由に手当てできなかった事務事業の財源を見いだすと主張しておりますが、沖縄県では、これまで適切な財源を最大限確保した上で、事業の必要性や緊急性、関連団体との調整状況等を踏まえ、所要額を精査し、適切に予算措置を行ってきました。加えて、議会からどの事業がどの程度不足しているか言及されておられません。具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中では修正の必要性・相当性を欠いていると言わざるを得ません。

翌年度以降の行財政運営に対する影響度について、これまで歳入不足を補う地方債である臨時財政対策債の借換えについては、必要な事業の財源を確保した上で、一部を繰上償還し将来の県民の利子負担の軽減を図りつつ、健全な財政運営を行ってきましたが、議会の弁明では、一般財源である臨時財政対策債の発行を一部取りやめるとというのが借換え時点までの利払いが発生しないという点で合理的であり、申立人の主張する健全な財政運営がなされているかについては疑問があると主張しております。

沖縄県では、当該年度の一般財源を適切に確保するため、当該年度の地方交付税の代替措置である臨時財政対策債を全額発行し、その上で借換え債については、必要な事業の財源を確保した上で、一部を繰上償還し、将来の県民の利子負担の軽減を図りつつ、健全な財政運営に努めてきたものであります。

また、議会の弁明では、基金に積み立てられた58億円のうち5億円を利払いに充て、残りの53億円を他の必要な事務事業の財源として確保することができると述べておりますが、償還を先送りにして確保した財源をもって償還の先送りにより生じる利息を支払うという内容であり、健全な財政運営を考慮したものとは到底言えず、議会の弁明こそ合理性がないものであります。

その他行財政運営に係る事項について、議会の弁明では、本件議決は、借入金融機関との交渉の結果、予算編成時に想定していた借換え債の全てを発行できない事態も想定しつつ、借換え債の発行限度額を増加させるものであって、長の裁量を制約するものではないと述べています。本件議決により修正された沖縄県公債管理特別会計の歳入予算の構成は、借換え債と一般会計繰入金のみであり、本件議決において、借換え債の増額相当分を一般会計繰入金において減額していることから、計上された借換え債は全額借り入れなければ歳入欠陥となるため、長の裁量権を制約するものであります。

また、議会の弁明では、借換え債の満額借入れを行うことができない事態が生じた場合は、補正予算において歳入予算を確保する手段を取るべきと主張していますが、当初予算編成時点において、後日、補正予算の編成が生じることが想定されるような修正を行うこと自体に問題があると考えており、このような認識で修正された本件議決は合理性を欠くものであります。

その他、実質公債費比率や将来負担比率などの各種指標に対する議会の主張についても、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、実質公債費比率や将来負担比率が低いことをもって、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増額する理由にはなら

ないと考えます。

仮に実質公債費比率や将来負担比率が低いことをもって地方自治法第97条第2項ただし書の規定に抵触しないということであれば、本件議決以外にも地方債の増額が認められる議論を誘発することとなり、今後、安定的な財政運営が困難となります。

以上述べてきたとおり、本件議決については、予算の趣旨を損なうような増額修正であり、長の予算の提出の権限を侵すものであると言わざるを得ません。

結びに、自治紛争処理委員の皆様方におかれましては、申立書及び反論書の趣旨を踏まえ御判断いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

**【大橋代表】** ありがとうございます。

次に、相手方である沖縄県議会側に対して、省令第25条において準用する第10条第1項に基づき、自治紛争処理委員からの発問として、本件に関する相手方の意見についてお聞きしたいと思いますので、15分以内で陳述をしていただきます。

どうぞお願いします。

**【中川議長】** おはようございます。よろしく申し上げます。沖縄県議会議長の中川京貴です。

今回、知事から令和7年4月16日に行われた審査申立てに関し、議会としての意見を申し述べます。

なお、本件議決及び弁明の趣旨、弁明の理由については、皆様御承知のとおり、議員、会派間で賛否が分かれている状況であります。県政各般にわたり議論を重ねて賛否が分かれる案件については、最終的に多数決で議事を決する。これが合議体である議会の姿でありまして、本日、私はその議会の代表としてこの席に臨んでおります。つきましては、議長としてお答えできないことも多々あると思っておりますので、その点については御容赦いただきたくお願い申し上げます。

まず、本件議決に関する議会での議論について申し上げますと、修正案に賛成した宮里議員は、令和7年3月28日の会議において、その提案の趣旨として、物価高に苦しむ家庭や窮状にある和牛畜産農家、整備が追いつかないインフラ、大雨による災害への不安、貧困に苦しむ子どもたちなど、身近にある県民からの困窮した声に対し正面から向き合い、今を生きる県民の暮らしを支える財源を生み出すための提案であると述べております。その提案の趣旨については、同日の会議において、修正案に反対した大田議員からも、県民のための

財源確保をしっかりと考えた新たな切り口の斬新な発想であるとの発言がありました。

しかし、修正案の手法、つまり、借換債の増額については、同日の会議において、先ほどの宮里議員から、一部では知事の権限を越えているのではないかという意見もある、しかし、地方自治法には、議会にも予算を修正する権限が認められている、そして、最終的にこの修正案をどう扱うか、それは知事の決断に委ねられている、知事がこの提案をどう受け止め、どう行動するのか、今の沖縄にとって極めて重要な判断であり、県民の未来を左右することになるとの意見があった一方、先ほどの大田議員から、臨時財政対策債は、厳密に言えば借金、財政規律を考えると利払いが生じる借金をしながら積み立てる必要性が見当たらない、無駄な事業を整理縮小しながら、それから生じる真水、つまり、残った予算、これを基金に積み立てて県民サービスにしっかりと対応することが必要であるとの意見や、大田議員とは別に、修正案に反対した次呂久議員から、適切な公債管理を含む中長期の財政運営に関わる予算を議会側が一方的に修正するのは、その権限を越える可能性がある、もし同修正案が知事の予算提案権の侵害、予算執行権の侵害に当たる事態となれば、瑕疵ある議決として将来に禍根を残すことにもなりかねないとの意見があり、賛否が分かれた状況となっております。

また、今回の弁明書につきましても、令和7年5月16日の会議において、弁明の趣旨及び弁明の理由に賛成した徳田議員から、議会の権限を越えているという指摘は、明確に誤解であり、地方自治法では、地方議会に予算の修正権限を認めている、これは議会に与えられた正当な権限であり、民主主義の根幹をなす制度である、我々は、この法に基づいて県民の声を代弁し、正当に修正案を提出した、この提案は、越権などではなく、議会に課せられた責任の遂行そのものであるという意見があった一方、反対した喜友名議員は、今回の借換債の議論で、県民生活のために財源を追求する姿勢は提案者とも共有していることはお伝えしたい、県議会議員の一人として、県予算を増やし、県民の福祉向上、沖縄発展につなげたいとの考えは同じという見解が示されつつ、しかし、その手法として借換債が果たして今最優先されるべきことなのか、県議会全体で議論が熟したと言える状況にはいまだにない、結果、県知事から県議会の決定に不服だと申立てが行われているのが今の段階であるとし、今回の弁明の趣旨である、知事からの審査申立てを棄却するとの裁決を求めることに反対をし、知事から行われた審査申立書の趣旨である本件議決を取り消す裁定を求めることに賛成とする意見を述べております。賛否が分かれた状況となっております。

以上、審査申立てに関する議会の意見として、議会における議論の概要に代えて御説明い

たしました。

なお、本件議決及び弁明の趣旨、弁明の理由に関する議論の詳細につきましては、さきに提出いたしました会議録を参照いただくようお願い申し上げます。

また、令和7年5月28日付で受領いたしました知事からの反論書についてですが、議会として本会議等において反論書を対象とした議論は行っていないことから、議会の代表としての発言は控えたいと思います。

以上、簡単ではございますが、私からの意見陳述は終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【大橋代表】** ありがとうございます。

それでは、委員より両当事者の陳述に関する発問を行いたいと思います。

沖縄県知事側、沖縄県議会側どちらの陳述に関するものでも構いませんので、発問のある委員、どうぞお願いします。

それでは、まず、私のほうから審査申立人に対して発問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1つ目の点ですが、当初予算案の借換債173億円や、発行可能額とされる266億円は、その元となる地方債を発行する当初から予定されていた借換えに関するものであり、当初予算案と修正予算案の違いは、これをどの程度繰上償還するかという点にあるという認識でよろしいでしょうか。

また、借換の対象となる償還金のうち臨時財政対策債に係るものについては、実際に幾ら借り換えるかに関わらず、全額借り換えた場合に生じる利子負担も含め、普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入される仕組みとなっているという認識でよろしかったでしょうか。

まずはこの点確認をさせていただきたいと思います。

お願いします。

**【宮城総務部長】** 当初の臨財債の発行の部分と借換えの違いという趣旨だと思いますけれども、当該年度の臨財債につきましては、地方交付税の代替措置という性格がございます。総務省のほうから各団体ごとに発行可能額が示されますので、当該年度の臨時財政対策債につきましては、沖縄県で発行可能額の全額を発行して起債しているということがございます。

その際に、金融機関との交渉によりまして、5年で借り換える、または10年で借り換える

るという取決めをする場合がございます。過年度にそういった取決めで、5年たった時点、あるいは10年たった時点で満期が生じた、この償還分につきまして、再度借り換えるのかと、あるいは返済するのかというところの部分の判断が借換債でございます。

この借換債の発行に当たりましては、まずは沖縄県では、必要な事業を精査しまして、必要な事業についてその財源を確保した上で、なお、トータルの財源不足が生ずるような部分につきまして、財政調整基金でどの程度繰り入れるのか、あるいは借換債をどの程度借り換えるのかと、そういった形の判断、それから、借り換えることによって後年度の財政負担がどの程度になるのかということも判断しまして、借り換えているという状況でございます。

それから、もう一点、臨時財政対策債の借換え分についても、後年度、元利償還分について交付税措置がされるのかという部分につきましては、臨時財政対策債分につきましては、理論償還で地方交付税の基準財政需要額に算入されるというふうに理解しているところでございます。

**【大橋代表】**      ありがとうございます。

その上で、先ほどの点に関連してお尋ねしますが、審査申立人は、反論書第1の第4段落のところ、本件議決について、「本来は負担する必要のない将来の利子負担が発生する」と主張されています。この「本来は負担する必要のない将来の利子負担が発生する」というのは、どのような意味で主張されているのか、差し支えなければ、補足説明をお願いしたいと思います。

お願いします。

**【宮城総務部長】**   先ほども申しましたが、借換債の予算計上に当たっては、まず、必要な事業に対して国庫補助金などの見合う財源を確保した上で、なお生ずる一般財源の不足分に対しては財政調整基金からどれだけ繰り入れるのかというところ、また、財源の1つで借換債を発行するという形になりますので、その借換債を発行することは、必要な事業に見合う程度の借換債を発行しているということになりますので、それを超えるような借換債を発行して、これを財政調整基金に積み立てるということであれば、本来必要でなかった以上の借換えを行ったということで、必要でない借換えを行ったことに対して後年度に利子が発生するということは適当ではないという判断でございます。

**【大橋代表】**      ありがとうございます。

私からは、とりあえず現段階では以上となりますけれども、ほかの委員からいかがでしょうか。

【興津委員】 それでしたら、私からよろしいでしょうか。

【大橋代表】 お願いします。

【興津委員】 自治紛争処理委員の興津と申します。

審査申立人に対して、その規模に関する質問をさせていただきます。

審査申立人は、本件議決による借換債の増額について、58億円を増額するということが過大であって、修正の必要性・相当性を欠いているという主張をなさっております。また、原案で計上している借換債173億円に対して、58億円、すなわち134%増の231億円という修正をするのは、当初の173億円に対して過大な増額であるというふうに主張されていて、要するに、これは修正の規模が大きいのではないかという御主張ではないかと思えます。

本件修正予算における借換債の増額について、具体的にどのような観点から過大であると評価されているのかお聞きしたいと思います。

この質問をさせていただくのは、議会のほうの御主張として、県債残高に占める割合や、それから、予算全体の規模と比較して割合が小さいというのが議会の御主張だと思うんですけども、それをもって本件議決が認められるということは適当でないということを審査申立人は主張されていますので、要するに、その県債残高とか予算全体との関係で見るとか、それとも当初の原案との関係で見るとかということ、当初の原案について過大であるというふうに評価される理由を具体的に教えていただきたいという趣旨の質問であります。お願いいたします。

【大橋代表】 よろしく申し上げます。

【宮城総務部長】 借換債をどの程度発行するのが適当なのかという必要性の議論かと思っております。

先ほど述べましたように、県では、借換債の計上に当たっては、必要な事業に対し適切な国庫等の見合う財源を確保した上で、なお生ずる一般財源の不足分を補うために、財政調整基金等の繰入れの状況であるとか、あるいは過去の借換債の発行実績とか、今後の借換可能額の推移であるとか、あるいは後年度の財政状況等を考慮しながら、借換債の規模を173億円という形で計上したところでございます。

これに対して58億を増額するということに対して、規模という意味合いでは過大というお話をさせていただいたところでありますけれども、この173億円から増額することに対して、この必要性について適当でないのではないかという考えでございます。

また、この58億に対して起債残高等々と比較するということに対しては、この比較が正しいのかということになるかと思いますが、起債残高等に占める割合からすると確かに僅かな割合になるのかもしれませんが、58億増額することによって県としては不必要と考える利子が発生するという事は、新たな負担であるということで、それはよろしくないという意味で過大ではないかというふうに判断したところでございます。

以上です。

【大橋代表】 ありがとうございます。

それでは、ほかいかがでしょうか。

【片桐委員】 では、よろしいでしょうか。

【大橋代表】 はい。

【片桐委員】 委員の片桐でございます。本日はお疲れさまでございます。

私のほうから、今、興津委員のほうからも質問があった規模との関係でもう少しお尋ねしたいというふうに思っています。

結局、議会側の御主張では、この借換債で確保した財源を何に使うかということ、臨時財政調整基金への積立てということになっているということだと思います。

この臨時財政調整基金積立金自体は、当初の知事部局のほうで提出されている予算原案のほうでも一定額計上されておりまして、そこから58億円ですか、58億円増額修正がなされたということだと思いますけれども、そうだとすると、調整基金の積立てという項自体、項なのか目なのか分かりませんが、項目自体は設定されていて、その額が増やされたということだと思います。

この臨時財政調整基金の額を積み増すということ自体は、金額の多寡・規模によっては長の予算の提出の権限を侵すには当たらない場合があり得るとお考えなのか、それとも、ちょっとでも増やされたら、それはもう長の予算の提出の権限を侵すとお考えになっておられるのか、この点について確認をさせていただきます。

【大橋代表】 お願いします。

【宮城総務部長】 まず、当初予算編成後の財政調整基金残高が、原案では71億円になります。この71億円というのは、当初予算編成に必要な基金を繰り入れた後の残高見込みになっております。若干、令和7年度の利子相当分というところの部分では積立てしている部分もございますが。

この71億に積み増すことというよりも、借換債を増額して、その増額によって一般会計

からの繰入金を減らし、その減った部分を財政調整基金に積み立てるといふ、借換債を増やすということに対して長の権限を侵害しているのではないかという判断をしているところでありまして、この財政調整基金の規模という部分につきましては、令和7年度の年度を通した、今後の事情変更に伴う一般財源、それを賄う規模だといふふうに判断しておりまして、例えば、令和6年度も年間を通して財政調整基金からの繰入れを行った額が72億円、それから、令和5年度が約66億円となっております。

財政調整基金の残高というのは時期時期によって変動がございます。当初予算編成後が一番見込額が少ない時期となっております。年度の中途になりますと、決算を経ますと、決算剰余金の2分の1を積み立てるといふことがございますし、年度の後半になりますと、地方交付税、あるいは県税の部分の上ぶれがあった場合には上ぶれ分を積み増したり、あるいは執行に伴って執行残が生じた場合の部分についても積み増すという形で、その基金を確保しまして、この確保された基金でもってさらに翌年度の予算編成に活用すると、そういった流れを繰り返しているような状況がございます。

以上でございます。

【大橋代表】      ありがとうございます。

【片桐委員】      ありがとうございます。

そうしたら、次の質問ですけれども、もう一問質問させていただきたいと思います。

今、審査申立人おっしゃられたように、審査申立書の中では、本件議決は、今年度の財源確保のみを目的に財政調整基金を積み増すことになっていて、その必要性について何ら議論が行われていないといふふうにおっしゃっていて、今も御説明いただいたように、調整基金残高自体は今後の事情変更による財政需要に十分対応できるんだといふふうにおっしゃっていたかと思えますし、また、反論書でも、過年度における補正予算で対応した実績等を踏まえて規模が設定されているんだといふことだと思えますけれども、まず、繰り返になりますけれども、積み増すためには一般会計予算から支出をしないといけないと思うんですけれども、その分を大幅に増額することが、増額することそれ自体が知事の予算提出権限を侵害するものだと思えになっているのかどうかという点と、それから、この財政調整基金への積立てについて、例えば、団体によっては標準財政規模の何%ということを目安に運用しているといふことがあるようではございますけれども、沖縄県ではどういふふうにお考えになって積立てをされてきたのかということについて教えてください。

また、この積立ての考え方については、議会との間でこれまでどういふふうにお話をさ

れてこられたのかということについても伺いたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

【大橋代表】 お願いします。

【宮城総務部長】 まず、財政調整基金へ積み増すこと自体が侵害に当たると考えているのかという点につきましては、積み増す点というよりは、その財源を借換債の増額で賄うということが侵害に当たるというふうに考えております。

それから、2点目の財政調整基金の残額というか、維持の考え方というところですけども、財政調整基金の目的としましては、経済事情の変動等による年度間の財源の不均衡を調整するとともに、災害発生時に伴う不時の支出等に対応するための財源を確保するという目的となっております。

どの程度確保すればよいのかというところの部分につきましては、その目的に合致した程度というところで、沖縄県の標準財政規模のどの程度という目安の仕方ではありませんで、九州の類似の県の規模であるとか、あるいは今後の当初予算において生ずる財政不足を補うため、それから、安定的な財政運営を確保するため、県民サービスを維持するための適切な規模というところの判断の下にこの財政調整基金を確保しているという状況でございます。

【片桐委員】 ありがとうございます。

【大橋代表】 あともう一点質問があったかと思います。このような県の御方針について、議会に対してこれまでどのような説明をされてきたかということについてお伺いできればと思いますけれども、お願いします。

【宮城総務部長】 すみませんでした。

議会についても、議会の質疑において財政調整基金の維持の考え方というのが時折質疑がなされる場合がございますが、先ほどお答えしたような考え方の、目的に沿った形の規模を確保するというところで、先ほどのような形のお答えをさせていただいておるところでございます。

【大橋代表】 ありがとうございます。

あともう一点、私のほうから審査申立人側にお伺いしたいのですけれども、審査申立人は、本件議決による沖縄県の行財政運営における影響度につきまして、本件議決により直近の金利で試算すると約5億円の負担増となり、昨今の金利上昇傾向を踏まえると、今後さらなる利子負担の増が見込まれると主張され、また、本件議決は、地方財政法第4条の2が規定

している原則を否定するものであると主張されています。

本件議決により当初予算案と比較して借換債が58億円増額し、利子負担が増加することによって沖縄県の行財政運営において実際にどのような支障が生ずると考えていらっしゃるか御説明いただけると助かります。

お願いします。

**【宮城総務部長】** 58億円借換債を増額した場合の利子負担を、直近の利率を参考に、一定の条件の下に試算した場合、約5億円の利子負担が新たに生じるということでありませう。昨今の金利上昇局面では、この約5億円という負担もさらなる増ということも想定されるということを申し述べております。

この5億円増えるということに対してどのような影響があるのかというところでございますけれども、県債残高から比べると、5億円の増という部分については、大きな影響とは考えておりませんが、沖縄県として過大と考えたのは、必要でない借換えをすることによって負担することのなかった5億円が新たに負担せざるを得ないということに対して、それは過大であるというふうに考えたところでございます。

以上です。

**【大橋代表】** ありがとうございます。分かりました。

それでは、今度は議会に対して質問のほうをさせていただきたいと思っておりますけれども、委員の先生方いかがでしょうか。

**【興津委員】** では、よろしいでしょうか。

**【大橋代表】** はい。

**【興津委員】** 委員の興津から議会のほうに質問をさせていただきます。

今し方の知事部局との質疑応答におきましても、本件議決による沖縄県の行財政運営における影響度というものが問題になっているわけですが、議会のほうは弁明書において次のように主張されています。実質公債費比率や将来負担比率という中長期的な財政指標への影響も加味した上で本件議決がなされたんだということですが、このような財政指標への影響を含めて本件議決をするに当たって、翌年度以降の沖縄県の行財政運営に与える影響度についてどのような検討をされたかということについて具体的に教えていただければと思います。

それから、それに加えて、検討するに当たって、執行機関に対して何らかの確認をされたかどうか、されたとすれば、どのような確認をされたかということについても教えてい

ただければ幸いです。

以上です。お願いいたします。

【平田議会事務局長】 議事録を確認しますので、少々お待ちください。

【中川議長】 それでは、お答えいたします。

ただいまの質問については事実関係に関することですので、事務局より議事録において説明させます。

【大橋代表】 お願いします。

【上原議事課長】 議事課長、上原でございます。

私のほうから、翌年度以降の行財政運営に対する影響度に関連することにつきまして、議会での議論の状況についてお答えいたします。

弁明書におきましては、令和7年5月16日、失礼しました、今回、行財政運営に対する影響度につきましては、令和7年5月16日の会議において、先に提出しました添付資料3の3ページ下段から4ページの上段にかけまして、宮里議員の弁明書に関する提案理由説明において発言されているところでございますが、その弁明に対する反論の各記述につきましては、これまでの議会において議論は行われていないところでございます。

それから、借換債に関する議論の状況について申し上げますと、本件議決及び弁明書に賛成する立場の委員からの発言としましては、添付資料3の3ページの上段、「また、臨時財政対策債の借換えについては」から始まる宮里議員の提案理由の説明において、「臨時財政対策債の借換えについては、これまで幾度となく議会と長との間で議論が交わされてきたことは事実」と発言しております。

なお、この点について事務局で確認しましたところ、令和6年10月の委員会における決算審査から議論されていることを確認できました。

一方、反対する立場の議員からの発言としましては、同じ資料3の6ページの下段、「しかしながら、これはここにおられる県議会議員全員」から始まる段落、喜友名議員の反対討論におきまして、「ここにおられる県議会議員全員、全会派、議会を巻き込んだ熟度ある議論をしたとみなされるものでしょうか。県議会議員の一人として、県予算を増やし、県民の福祉向上、沖縄の発展につなげたいとの考えは同じです。しかし、その手法として借換債が果たして今最優先されるべきことなのか、県議会全体で議論が熟したと言える状況にはいまだないと訴えます。」と発言しております。

以上でございます。

【大橋代表】 ありがとうございます。

すみません、先ほど執行機関に対する確認がどのようにされたかということについても伺っていたかと思えますけれども。

【平田議会事務局長】 事務局のほうから回答させていただきます。

【大橋代表】 はい。

【上原議事課長】 議事課長、上原です。

【大橋代表】 どうぞ。

【上原議事課長】 ただいまの御質問につきましては、本会議、委員会以外の場での執行機関との調整になっているかと思えますので、その辺につきましては、詳細は把握しておりません。

【大橋代表】 承知しました。ありがとうございます。

それでは、引き続き沖縄県議会に対する質問を続けていきたいと思えますけれども、委員のほういかがでしょうか。

【片桐委員】 よろしいでしょうか。委員の片桐でございます。

私のほうからは、沖縄県議会において、今回の予算修正について、議決の前にどのような検討がなされたかということについて少しお伺いしたいというふうに思います。

本日の会議でも縷々述べられているように、地方自治法97条第2項で予算の修正に関するルールが定まっているところで、他方で、知事側と議会側で前提となる事項について共通認識を持ち、十分な予算審議を行わないで予算増額修正を行うのであれば、当然今回のように知事によって再議に付されるということが当たり前のように想定される場所であるかと思えます。

なので、事前に知事と部局との調整とかというのは一定程度ないと、修正はなかなかできないんじゃないか、修正したとしてもこういう形で再議に付されたり、あるいはその後紛争に展開するんじゃないかというふうにもお考えになることもあるかと思うのですが、こういうことを検討するに当たって、沖縄県議会におかれましては、本件議決をするに際して、本件議決が長の予算の提出の権限を侵すのではないかという点について、どのような検討がなされたのでしょうか、具体的に教えていただけると助かります。

また、この権限を侵すかどうかというのは、最終的には知事側が権限を侵されたと考えるかどうかにもよるところだと思いますけれども、その予算の影響度とかではなくって、権限を侵すかどうかということについて知事部局と調整がなされた、あるいはなされていない

ということであれば、その点についても教えていただけますでしょうか。

【中川議長】 よろしいですか。

【大橋代表】 お願いします。

【中川議長】 議長の中川京貴です。

今回の案件に関して、円滑な審議のため、議長として議場外で様々調整を行っております。議長室に各会派の代表者をお呼びして、甲第1号議案、令和7年度沖縄県一般会計予算、公債費を減額し財調基金積立金を増額する修正案、それに連動した甲第19号議案、一般会計繰入金を減額する修正案について、事務局から今後の法的な手続に関する説明を行わせ、併せて意見交換を執行部ともやっております。

それと、執行部との意見交換は、ちょっと議場外ですので、詳細な説明は控えさせていただきたいと思います。

議会においては、各会派を議長室に呼んで調整をしました。その結果が本会議場での議決になっております。

【大橋代表】 片桐先生、どうぞ。

【片桐委員】 すみません。

その調整の中で、可能な範囲でお教えいただければと思いますけれども、長の予算の提出の権限を侵しているのではないかと、そういう論点について何らかの意見が交わされたことはございますでしょうか。

【中川議長】 本件は、先ほども申し上げました議事録にも載っておりますが、徳田議員から、議会の権限を越えているという御指摘は、明確に誤解であり、地方自治法では、地方議会の予算の修正権限を認めていると、これは議会に与えられた正当な権限であり、民主主義の根幹をなす制度である、我々は、この法に基づいて県民の声を代弁し、正当に修正を提出したということが本会議の中で、また、議事録にも載っているとおりであります。

【片桐委員】 ありがとうございます。

【大橋代表】 ありがとうございます。

両当事者の陳述に関する委員からの発問は、とりあえず一旦こちらでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、引き続き、各当事者による反対当事者に対する発問を行いたいと思います。

審査申立人、相手方による発問の持ち時間は、それぞれ5分とし、5分経過後には新たな発問は行わないようにお願いします。持ち時間は回答も含めての時間となりますので、それ

ぞれ回答は簡潔にお願いします。

まずは、先に陳述を行った審査申立人に対して、相手方から発問はございますでしょうか。議会のほうから発問をお願いします。

【平田議会事務局長】 議会からの質問はありません。

【大橋代表】 承知しました。

それでは、次、沖縄県のほうから議会に対して発問のほうはございますでしょうか。

【宮城総務部長】 県側からも特にございません。

【大橋代表】 承知しました。

それでは、当事者からの発問はないということになりましたけれども、各委員から補充で発問されることはございますでしょうか。

【片桐委員】 よろしいでしょうか。

【大橋代表】 お願いします。

【片桐委員】 委員の片桐でございます。

質疑応答も含めて詳細な御説明、本当にありがとうございました。その上でもう少しだけ、ちょっと時間があるようですので、周辺の事情についても幾つかお伺いしておきたいことがございます。

まず、審査申立人に御質問させてください。

通常、財政調整基金の積立てとか、あるいは臨財債も含めてとか、借換債も含めて、財源をどう確保するかと、置いておいて、決算の段階で剰余金が発生した場合に、いわゆる純剰余金については、財政調整基金への積立てと、それから、債務の繰上償還の財源として主として使うということになっているかと思えます。

今年度この点についてどういう見通しなのか、あるいは今年度の見通しが難しいということであれば、過年度、分かる範囲でこの点についてどういうポリシーを沖縄県のほうとして持っておられたのかということについて御説明いただけたらというふうに思います。

【大橋代表】 お願いします。

【宮城総務部長】 決算剰余金につきましては、決算の認定が、通常、9月の定例会、9月で決算の認定を議会のほうに提出しまして、閉会中審査を経まして、11月定例会の冒頭で決算が認定されるという手続になります。

認定された後に、確定しました決算剰余金につきましては、その2分の1については財政調整基金に、通常であれば2月補正予算でまとめて、その他の財源の部分も含めまして財政

調整基金に積み立てることとしております。それから、残りの2分の1につきましては、1月議会以降の補正予算の財源として活用させていただいております。通常そういった形で決算剰余金を活用させていただいております。

以上です。

【片桐委員】 ありがとうございます。

その際には債務の償還財源としては用いないというのが基本なんでしょうか。

【大橋代表】 どうぞ。

【宮城総務部長】 当該年度の、例えば、令和7年度におきますと、令和7年度の償還分につきましては当初予算で措置しておりますので、それを執行していく形になりまして、剰余金でもって繰上償還するというよりは、剰余金は財政調整基金の積立と補正予算の財源として活用しているという状況です。

以上です。

【片桐委員】 すみません、ちょっとよく分からなかったのですが、今回、借換え、償還財源をちゃんと償還に回していかないと、後年度負担が増えて大変だというふうに御主張されているわけですね。それだったら、可能な限り償還したほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど、素人考えですが、そういうことでもないんですか。

【大橋代表】 どうぞ。

【宮城総務部長】 そういうことも含めて、借り換えないというのが、借換えをやめるということが事実上の繰上償還になっておりますけれども、その部分について年間の歳出の全てを当初予算で計上するという考え方で、当初予算で一旦整理しているということでございます。

【片桐委員】 ありがとうございます。

それから、ちょっと関連してですけど、先ほど大橋委員から御質問の中で、利子負担が増えるんだというふうに御主張されておりますけれども、他方で、臨時財政対策債の償還金については借換えた場合に生じる利子負担も含めて普通交付税措置がされているんじゃないかというふうにも思うのです。

そういう普通交付税措置されているのであれば、結局のところ負担が増えるということにはならないのではないかと、そういうふうに議会の側の御主張を見ていると思えるのですが、御主張になっているようにも思えるんですけども、この点についてはどうなんでしょうか。

【大橋代表】 お願いします。

【宮城総務部長】 臨時財政対策債に係る借り換えた場合の利子についても、理論上、一定の計算式でもって基準財政需要額に算入されるということは承知しておりますが、それで賄えているのではないかというのが議会側の主張だと受け止めておりますけれども、県としましては、まずはこの借り換える必要があるのかどうかという部分を議論しておりますので、この当初の173億を借り換えれば、当初予算の必要な事業を賄えるという判断でもって借換えを一旦判断しておりますので、その必要な額を超えて必要でない借換えをすることによって新たに生じる負担は、負担しなくてもいい利子を負担するということになりますので、それは適当ではないという判断でございます。

【片桐委員】 おっしゃることは何となく分かるような気がします。他方で、この5億円の利子負担の増があるんだということだと思えますけれども、この5億円というのは、普通交付税措置される分を差し引きした、そういう計算の下で5億円という額が出ているのか、それとも単純に借換債の規模と直近金利で試算すると5億円なんだという話なのか、どちらなのでしょう。

【真栄田財政課長】 すみません。

【大橋代表】 どうぞ。

【真栄田財政課長】 よろしいでしょうか。総務部財政課の真栄田と申します。よろしくお願いします。

今、利子負担分は交付税措置されるからという話だと思うんですけど、利子負担分については、借換えしようが借換えしまいが、交付税の理論として行政経費に算入されております。なので、必要のない借換えをすることによって必要のない利子負担も、交付税措置されるんですが、負担しないといけない。逆に言うと、借り換えなければ、そのまま交付税措置で入ってきます。借り替えた分、支払う必要のない利子負担が増えます。ただ、交付税措置されますけど。そういうことで利子負担が増えるというのが我々の主張です。

【片桐委員】 分かりました。ありがとうございます。

ちなみになんですけども、借換債を臨財債とそれ以外というのに理論的に区分をされて、その臨財債見合い分を借換債の発行増額にするんだというのが議会側の御主張かと思えますけれども、こういうふうには借換債の運用というか、その制度の運用に際して、臨財債由来のものとそれ以外のものというのを区分して管理をしていくということは、現実に沖縄県としてはやられているのでしょうか。

【大橋代表】 お願いします。

【武内財政課班長】 財政課、武内と申します。

借換債の内訳については、証書ごとで管理している関係上、臨財債は一本の証書で借りておきまして、それ以外の事業債については別の証書になっておりますので、理論上というか、どの証書を借り換えるかというところで、臨財債とそれ以外というのは区分できるという形になっております。

【片桐委員】 分かりました。ありがとうございます。

【大橋代表】 はい。

【武内財政課班長】 なので、この原案の173億円の内訳については、一応、年度末、令和7年度で言えば、今度の令和8年の3月末の銀行との借入交渉の際に内訳というのは決まります。

この内訳、なぜそのときにしか決まらないかといいますと、借換え後の償還年限を何年にするかとか、その割合、5年債、10年債の割合をどれぐらいにするかというところが金融機関との調整の中でしか決まらないものですから、それぞれ当てはまる債権というのが3月末の交渉によって決まるので、その時点まで173億円の内訳は定まらないという形になっております。

以上になります。

【片桐委員】 分かりました。ありがとうございます。

ごめんなさい、長くなって、もう一個だけいいですか。代表、よろしいですか。

【大橋代表】 すみません、ちょっと1点だけ私のほうからも審査申立人にお伺いしたい点があるので、そちら先に伺ってもよろしいでしょうか。

【片桐委員】 どうぞ。

【大橋代表】 ありがとうございます。

審査申立書では、「地方債は予算書において財政の都合で繰上償還、償還年限の変更または借換えを自治体の裁量で行うことが可能となっているが、本件議決はその考え方を没却するものである」と書かれていらっしゃると思いますが、この点については、修正予算案において変更はないかと思えます。

反論書では、「本件議決において借換債の増額相当分を一般会計繰入金において減額していることから、計上された借換債を全額借り入れなければ歳入欠陥となり、長の裁量権を制約するものである」と主張されていますが、当初予算案と修正予算案では償還の方法につい

て同じ記載となっていることからすると、本件議決が長の裁量権を制約するものとは言えないようにも思われるのですが、この点について御見解はいかがでしょうか。よろしく願いします。

お願いします。

【宮城総務部長】 1点目の、後年度の財源を確保することを目的とした借換債の増額が、長が予定していない新たな目標を設定し、また、新たな手法を追加することを目的として増額修正を行い、もって予算編成における基本的な考え方を没却するという意味は何かというところでありますけれども、議会の主張では、臨財債に係る借換えについては、全額借り換えることを期待すると、やるべきだということで、臨財債は必ず借り換えなさいという意味合いで、新たな目標というんですか、先ほど申しましたように、借換えの部分については、規模については一般財源を確保するための手段としてどれだけ必要なのかということでの判断をしておりますし、その内訳について、臨財債かそれ以外かという部分については、その年度の後半に金融機関との交渉によって、金利の動向であるとか、5年、10年というスパンで交渉をしながら決まるという形になりますが、その中において借換債を全額借り換えなさいという部分を、目標としなさいという部分については、そうすることによって、交渉で成り立つのかどうかという部分もございまして、場合によっては金利の面とか借換債の条件の面で、それを優先することによって、県として全体的に適当でない場合もあるかもしれないというところがありますので、そういう意味で「新たな目標を追加し、また、新たな手法を追加する」という表現を取ったところでございます。

それから、もう一点……。

【大橋代表】 お願いします。

【宮城総務部長】 弁明書のほうで、本件議決は、借換債の発行限度額を増加させるもので、長の裁量を制約するものではないという主張がございました。これに対して、公債管理特別会計の歳入予算というのは、借換え、公債管理特会で管理している県の元利償還金を返済するための会計になっておりますけど、その部分の歳入というのは、一般会計からの繰入金と、それから、公債管理特会で新たに借り入れる借換債と両方になっておりますので、借換債の限度額を増やしたということではなくして、歳入予算としての借換債を増やして、一般会計繰入金を減らしたという形になっておりますので、そこは歳入予算として総額は変わらず、その入り繰りをしているという形になりますので、その予算に縛られた形で執行せざるを得ないと、償還するためには修正議決されたとおりに執行しなければいけないとい

う意味合いで、その意味合いにおいては裁量はありませんというふうに言ったものでございます。

【大橋代表】 承知しました。ありがとうございます。

すみません、いろいろと質問は尽きないところでもあるのですが、そろそろ決められたお時間が参りましたので、口頭意見陳述のほうはこちらで終了とさせていただきたいと思えます。

もし私どものほうから追加で確認事項等がある場合には、後日させていただくことがあるかもしれませんが、その場合は御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、ありがとうございました。以上をもちまして口頭意見陳述は終了とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。